

# 8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 12億円（11億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

- 1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
- 2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
  - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
  - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
  - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】

元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

### 3. 歯科口腔保健支援事業【拡充：ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。

【実施主体：株式会社 等】

- ・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
- ・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
- ・セミナー、シンポジウム等の開催等



### 2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。

【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1／2→1／2相当定額

- 1) 口腔保健支援センター設置推進事業  
【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所
  - 2) 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
    - I 歯科疾患予防等事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
      - ① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】
      - ② 歯科健診事業
      - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
    - II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
      - ① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】
      - ② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
    - III 歯科口腔保健推進体制強化事業
    - IV 調査研究事業
      - ① 歯科口腔保健調査研究事業
      - ② 多職種連携等調査研究事業
- 【事業実績】I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所  
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所

令和6年度当初予算案 3.7億円（3.4億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載された。
- 成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘されている。
- 今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、歯科健診の効果を検証し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要がある。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
歯科健診	乳幼児歯科健診	学校歯科健診		塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診 <b>40、50、60、70歳</b> 歯周疾患検診	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 ※下線部は実施が義務

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

就労世代の歯科健（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 事業概要

#### I 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援等を行うモデル事業

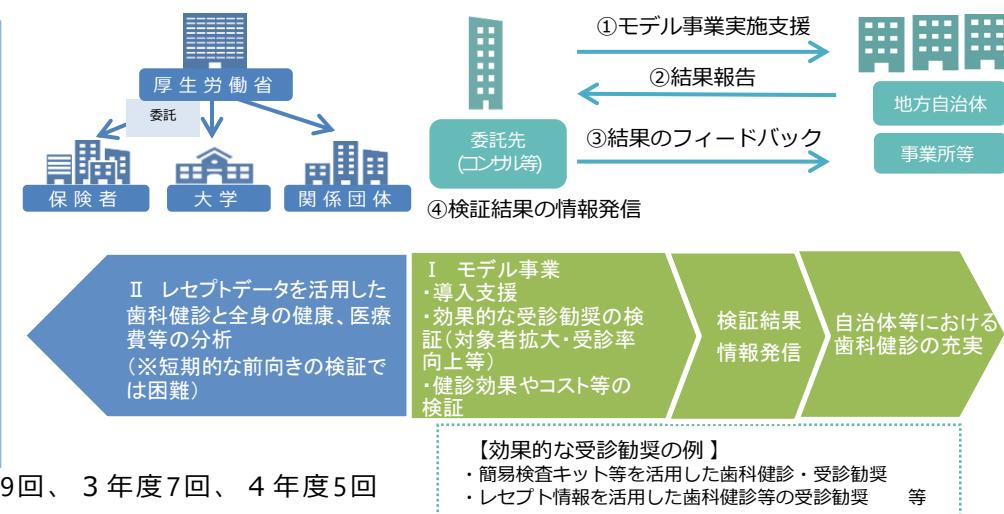
- 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（対象者の拡大や受診率向上に向けた取組を含む）を支援。
- モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証するとともに、検証結果について情報発信を実施。

#### II レセプトデータを活用した評価分析事業（新規）

- 歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、Iでは検証困難な中長期なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

【実施主体：株式会社 等】

【事業実績】・検討委員会及び作業部会の開催回数 元年度14回、2年度9回、3年度7回、4年度5回



# 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 (歯周病等スクリーニングツール開発支援事業)

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 2.0億円（2.0億円）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で79.4%（R3地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

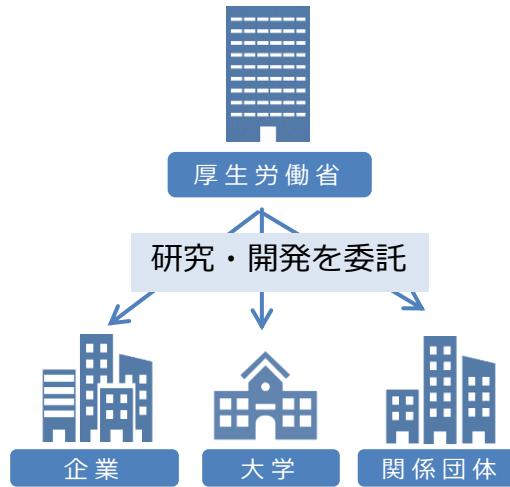
## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 事業概要

- ◆歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



実施主体

企業 大学、関係団体等：5主体程度

# 拡充 歯科医療提供体制構築推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 2.7億円（2.6億円）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

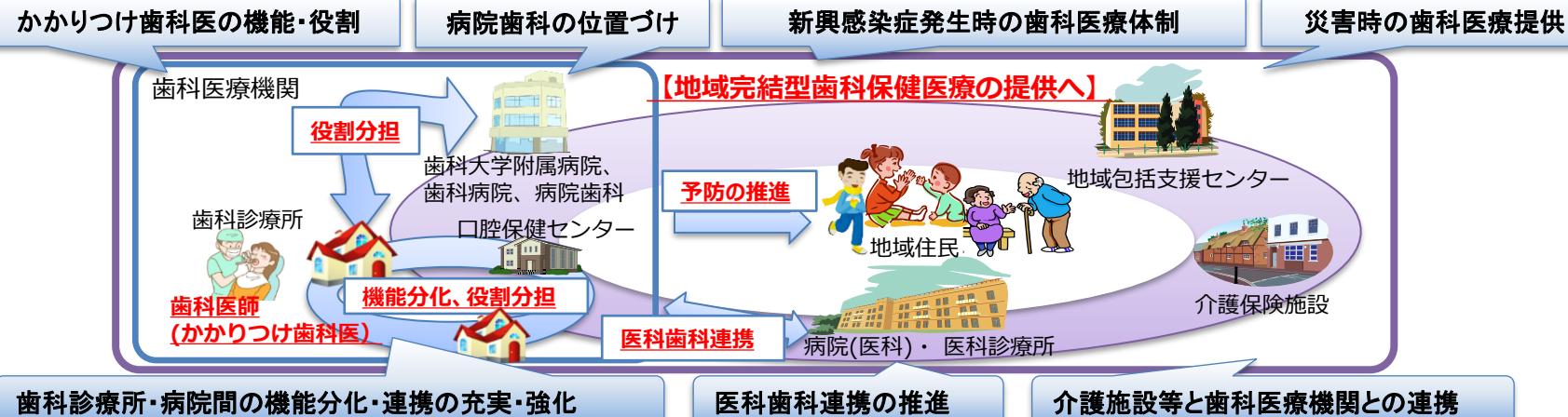
- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太の方針2023」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。[第8次医療計画の開始初年度であることを踏まえ、補助実施数を拡充する。【拡充】](#)  
【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額  
【事業実績】4年度 6都道府県

### 補助対象事業のイメージ（案）

- ・N D B (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や K D B (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- ・病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・障害児者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



# 地域拠点病院・地域拠点歯科診療所施設整備事業（医療提供体制施設整備交付金）

令和6年度当初予算案 10百万円（10百万円）※()内は前年度当初予算額 【医療提供体制基盤整備費】

## 1 事業の目的

### 【地域拠点病院における歯科の設置】

- ◆ 口腔の管理が誤嚥性肺炎の予防や在院日数の短縮につながることが報告されるなど、**口腔と全身の関係について広く認識**されている。
- ◆ 入院患者等に対する口腔管理を通じた医科歯科連携の多くは、病院勤務や訪問診療を行う歯科医師によって取り組まれているが、全国で歯科を設置する病院は約2割と少なく、大学病院等の医療機関を除く病院に勤務する歯科医師は全体の約3%しかいないことから、周術期の口腔機能管理が特に求められる**地域がん診療拠点病院等への歯科の設置**を促進し、必要な設備整備を図る。

### 【地域拠点歯科診療所】

- ◆ 障害者など診療に困難を伴う患者の受け入れ体制については十分とはいえない状況にあり、**必要な歯科医療を提供する口腔保健センター等の障害者の歯科診療に対応した拠点診療所の整備**を図る必要がある。
- ◆ 整備から年数が経過し、老朽化等により高度化する歯科診療に対応することが困難な拠点歯科診療所が多く見られることから、設備の更新等を行い、障害者などへの歯科医療を確保する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

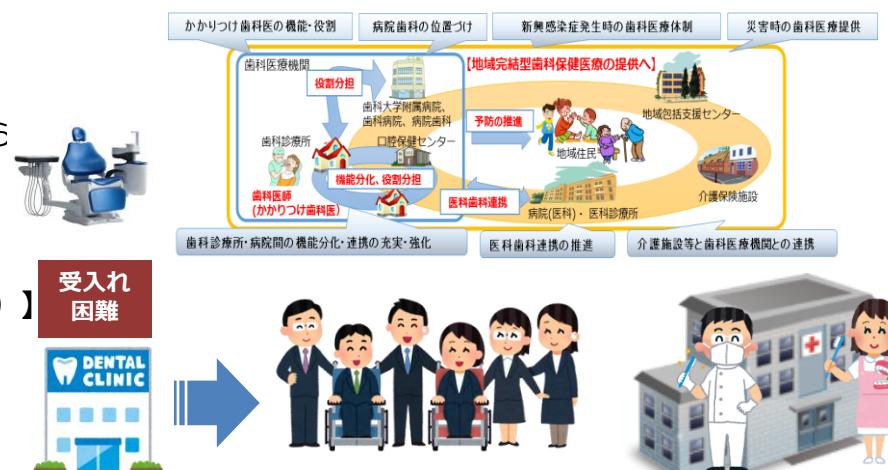
### 1) 病院歯科への施設整備の支援【実施主体：病院（間接補助）】 [追加]

補助率：1／2

地域の実情に応じた歯科医療提供体制の構築が求められていることから

地域における歯科保健医療提供の拠点となる**病院歯科への施設整備**

（増築または改築）を支援する。



### 2) 地域拠点歯科診療所施設整備事業【実施主体：歯科診療所（間接補助）】

補助率：1／2

一般的な歯科診療に加え、**診療に困難を伴う障害者等の受け入れを行う**

**歯科の拠点診療所を整備する。**

令和6年度当初予算案 73百万円 (88百万円) ※()内は前年度当初予算額

### 1 事業の目的

- ◆ 歯科保健医療提供体制を確保する観点から、歯科衛生士は必要不可欠であるが、離職による未就業者が多い等の課題があり、「[骨太の方針2023](#)」においても、[歯科衛生士の人材確保](#)が、昨年度に引き続き盛り込まれた。
- ◆ [第8次医療計画の作成指針](#)においても、地域で訪問歯科診療や医科歯科連携を推進するための方策として、歯科衛生士の活用について示している。
- ◆ 歯科衛生士の臨床実践能力を向上するためには、養成施設で実施される臨地実習の充実が重要であるとの指摘があり、[関係団体からも、臨地実習指導者の技術及び指導力向上について要望](#)が出ている。
- ◆ 臨床現場を離れていた歯科衛生士や新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実習経験が少ない者が、不安なく即戦力として現場で業務を行うためには、必要な技術を習得する機会が必要との指摘がある。

### 2 事業の概要・スキーム、実施主体

#### 1) 歯科衛生士復職支援・離職防止等研修指導者養成中央研修【実施主体：教育機関、職能団体等】補助率：定額

- ・国民や患者の多様なニーズに対応し、臨床現場で即戦力として活躍するために必要な技能を身につけられるよう、技術修練指導者や[歯科衛生士養成施設の臨地実習指導者等を対象に、技術及び指導力向上のための研修](#)を実施する。
- ・[歯科衛生士を雇用する歯科医療機関の管理者や復職相談等を受ける者を対象とした復職支援のための研修](#)を実施する。

#### 2) 歯科衛生士技術修練部門運営事業【実施主体：教育機関、職能団体等】補助率：定額

歯科衛生士が復職する際の技術修練及び新人歯科衛生士が技術修練を行う教育機関に対し、  
[技術運営部門の継続的な運営に係る費用を支援する。](#)

**(令和5年度までは支援の期間を5年間としていたが、6年目以降も支援を継続し、情報収集の強化並びに実施機関及び受講者の負担軽減を図る。)**

【事業実績】・整備箇所数 令和元・2年度 各1箇所、令和3・4年度 各0箇所

・利用者数 令和元年度 114人、令和2年度 117人、令和3年度 271人、令和4年度 194人



# 歯科技工士の人材確保対策事業

(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度当初予算案 41百万円 (41百万円) ※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ◆近年、歯科技工士を取り巻く労働環境は厳しさを増しているといわれており、特に若手の歯科技工士の就業者数の減少が問題となる等、人材の確保が喫緊の課題となっている。
- ◆一方で、デジタル技術の著しい進歩・普及により、歯科技工に係る技術は急速に変化し、業務の効率化を図りつつ、質の高い歯科補綴物を作成することが可能となっており、労働環境の改善が期待されている。
- ◆令和4年3月には、CAD/CAMを地域の歯科技工所間で連携し、共同で利用することが可能である旨の通知を発出したが、未だデジタル機器を扱っていない歯科技工士が多く存在していることから、技術の習得・向上のための環境整備が求められている。
- ◆「骨太の方針2023」においても、「歯科技工士の人材確保」、「歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進」との方針が示された。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

### 1) 歯科技工士養成施設のデジタル技術指導者実地研修 【実施主体：教育機関、職能団体等】 【追加】

補助率：定額

歯科技工士養成施設の指導者及び地域で中核を担う研修指導者を対象としたデジタル技術指導のための研修を実施する。



### 2) 歯科技工士実地研修・技術修練部門の整備・運営

【実施主体：教育機関、職能団体等新規及び既施設への継続的な支援】

補助率：定額

歯科技工士が、臨床に即した知識・技術を習得するための研修を実施する際の技術修練等を行う教育機関（歯科技工士学校・養成所等）等に対する技術修練部門の新規の設備整備及び継続的な運営に係る費用を支援する。  
(既施設：明倫短期大学、千葉県歯科医師会、愛知県歯科技工士会、九州歯科技工専門学校)

**新規**

# 歯科専門職業務普及啓発事業

(歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業)

医政局歯科保健課（内線2583）

令和5年度補正予算額 28百万円（一）※()内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- ◆我が国の歯科保健医療を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や歯科疾病構造の変化により大きく変化し、歯科専門職の活躍の場は、歯科診療所だけではなく、病院や在宅等にも広がっており、多様なニーズに応え得る歯科専門職が求められている。
- ◆一方で、歯科専門職の業務の認知度が低いといった指摘があり、教育機関の入学者の減少等により、将来の歯科保健医療を担う人材の確保や資質向上等が喫緊の課題となっている。
- ◆「骨太の方針2023」においても、「歯科専門職による口腔管理の充実・歯科医療機関・医科歯科連携をはじめとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応」が明記された。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体

我が国将来の歯科保健医療を担う人材を確保するための検討に必要な情報を収集するため、歯科専門職の勤務先や働き方等の実態を調査するとともに、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保することにより、我が国歯科保健医療の質の向上を図れるよう、効果的な普及啓発の方策の検討を行う。

【実施主体：入札により選定した事業者】

- 1) 将来の歯科保健医療を担う人材を確保するための検討に必要な情報を収集するため、我が国歯科専門職の業務実態（働き方）の調査を行う。
- 2) 質の高い歯科専門職を確保、ひいては我が国歯科保健医療の質の向上を図れるよう、歯科専門職の業務の重要性や魅力を効果的に国民に伝える手法の検討を行う。

